

石狩市第 5 期障がい者計画 の策定（案）について

目 次

（１）石狩市第 4 期障がい者計画の検証・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（２）石狩市第 5 期障がい者計画における基本理念・・・・・・・・	15
（３）石狩市第 5 期障がい者計画における重点的な取り組み・・・・・・・・	16
（４）石狩市第 5 期障がい者計画における施策の体系・・・・・・・・	18

(1) 石狩市第4期障がい者計画の検証

第4期計画（計画年度：令和3年度～令和8年度）では、計画の基本理念「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」を実現するために、「共生のまち」「安心で心豊かに暮らせるまち」「子育てしやすいまち」「自分らしく生き生きと生活できるまち」の4つの視点ごとに施策の方向を設定しました。

そして、令和9年度からの本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進方策のために、庁内関係各課や各関係機関に照会し、計画の取り組み状況について検証を実施しました。

Ⅰ－1 共生のまち 障がいへの理解の促進

障がいの有無にかかわらず、ともに暮らせるまちづくりを推進するために、学校へ手話出前講座を実施したほか、「障がい者週間」に合わせて広報いしかりに特集記事を掲載するなど、障がいに対する理解の促進を図りました。計画年度前半は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から講演会やイベントの開催が中止となりましたが、新型コロナウイルスが5類に移行してからは、手話フェスタ、ふれあい広場が再開されました。さらに、「障害者差別解消法」を周知するパンフレットを市内事業所に配布し、意識啓発を図りました。

【推進施策】

①	障がいについて理解を深める機会を増やすとともに、障がい者団体の横のつながりを深め、様々な障がいへの理解につなげるイベントや講習会などの取り組みを進めます。	継続 実施
②	石狩市社会福祉協議会と連携し、障がいのある人を支援するボランティア活動への支援を行います。	継続 実施
③	障がい者団体や事業所、関係機関などと協力し、障がいのある人への必要な配慮について、「広報いしかり」、パネル展示、パンフレット配布などあらゆる機会を活用した啓発活動に取り組みます。	継続 実施
④	ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも同時に推進するために、ヘルプマークなど、障がいのある人への配慮に関する取り組みを周知します。	継続 実施

Ⅰ－２ 共生のまち 安全安心な生活環境の整備

ユニバーサルデザインを基本理念とする「北海道福祉のまちづくり条例」による整備基準と、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを推進していきます。

また、公共施設などの整備について、障がいのある人にとって安全なまちづくりを図っていきます。

【推進施策】

①	バリアフリー新法、北海道福祉のまちづくり条例、石狩市福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を推進します。	継続 実施
②	視覚障がいのある人の公共施設などへの安全な移動を確保するために、点字ブロックや誘導用マットなどの整備を推進します。	継続 実施
③	施設の整備にあたっては、利用形態、障がい特性などを把握した上で、それらに配慮したトイレや駐車スペースなどの設置を推進します。	継続 実施

Ⅱ－１ 安心して心豊かに暮らせるまち 情報・コミュニケーション支援の充実

令和６年４月１日に「障害者差別解消法」に基づいた合理的配慮を提供するため、「情報・コミュニケーション条例」を制定しました。また、聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話通訳養成講座や要約筆記体験会などを実施しました。また、視覚障がいのある人へ「広報いしかり」などを音声データ化し、情報提供を行いました。今後も情報保障やコミュニケーション手段の確保を図っていきます。

【推進施策】

①	障がい特性に応じた利用しやすいコミュニケーション手段の環境を築き、障がいの有無にかかわらず理解し合えることを目的とした「情報・コミュニケーション条例」の制定に向けた取り組みを進めます。 →「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例」を令和６年４月１日に施行しました。障がいへの理解促進及びコミュニケーション手段を普及し利用しやすい環境づくりに取り組みます。	継続 実施
②	障がいのある人に配慮した情報発信の充実を図るため、手話通訳や要約筆記、朗読ボランティアなどの人材育成に努めます。	継続 実施
③	必要な情報をわかりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にでも見やすい広報の仕方を推進します。	継続 実施
④	聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として手話通訳	継続

	の派遣や遠隔手話通訳、電話リレーサービスの周知・啓発を促進します。	実施
⑤	視覚障がいのある人のコミュニケーション支援の手段として、情報の音声化などの充実を図ります。	継続 実施

Ⅱ－２ 安心して心豊かに暮らせるまち 災害に備えた対策の取り組み

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、平常時から災害による生活環境の変化などに対応でき、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めました。

災害時の情報伝達のために、聞こえない人や手話のできる人に「災害時情報支援バンダナ」を配布しました。また、避難行動要支援者制度により、対象者名簿を作成し、災害時の安否確認に活用しました。さらに、人工肛門・人工膀胱を造設した人（オストメイト）が、ストーマ用装具を福祉避難所に備蓄できる保管事業を実施しました。

また情報伝達の方法として、従来の LINE の他、行政ポータルサイト「いしぽ」による

災害情報の発信も開始しました。

【推進施策】

①	福祉避難所の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能及び利便性向上に努めます。	継続 実施
②	災害時に円滑なコミュニケーションが図られるような取り組みを検討します。	継続 実施
③	防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、訓練内容の充実を図ります。	継続 実施
④	避難行動要支援者名簿を整備するとともに、関係機関と連携し、災害時の安否確認や避難誘導などを円滑にするために、制度や支援体制のしくみについての啓発に努めます。	継続 実施
⑤	災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮します。	継続 実施

Ⅱ－３ 安心して心豊かに暮らせるまち 感染症等に対応した支援の充実

計画策定時、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化しており、社会福祉施設に対して防護服等の貸し出しを行ったほか、感染防止対策を行った上での相談支援、感染防止対策のため手話通訳者の同行が困難な場合に遠隔手話通訳を利用できるようタブレットパソコンを整備しました。また、会議や研修も集合からオンライン又はハイブリッドで開催できる体制も整備しました。令和５年度に新型コロナが５類に移行したことに伴い、今後は施策の体系を再編成し、災害と合わせて感染症に対する取り組みを実施します。

【推進施策】

①	必要な障害福祉サービスを維持するため、感染防止に向けた留意点の周知やその対策を講じるにあたり必要な物品などの確保に努めます。	「Ⅱ－２ 安心して心豊かに暮らせるまち 災害に備えた対策の取り組み」に組み込むことで継続実施
②	感染症などに関わる情報を障がいのある人にわかりやすく伝えるなど、情報発信などにあたって十分配慮します。	
③	感染症などへの対応が長期化することに伴い、障がいがあることで心身に変調が生じる方のために、相談体制の整備をします。	
④	タブレット端末の活用による遠隔手話通訳の実施など、感染リスクを回避した意思疎通支援体制を整備します。	
⑤	感染症等の感染拡大に備えたオンライン、ハイブリッドによる会議、研修などの取り組みを推奨します。	

Ⅱ－４ 安心して心豊かに暮らせるまち 権利擁護体制の充実

障がいのある人が差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

石狩市では、令和４年４月１日に「石狩市成年後見センター」の機能強化を図り、成年後見制度における「中核機関」としました。これにより受任調整機能、成年後見人等への支援、地域連携ネットワークの強化に努めました。

●成年後見制度などの活用促進について【推進施策】

①	障がいのある人がトラブルに巻き込まれないよう、弁護士などをはじめ関係機関が連携し、被害者とならない取り組みを実施します。	継続 実施
②	成年後見制度の利用促進のために、中核機関を中心に、地域連携ネットワーク構築に係る取り組みの強化を図ります。	継続 実施
③	知的障がいや精神障がいにより意思決定の困難な人が財産管理や計画などで不利益にならないよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。	継続 実施

障がい者虐待の予防及び早期発見など、相談窓口を設置し、支援強化を図りました。

●障がい者虐待の防止【推進施策】

①	障がい者虐待防止対策の体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護など、関係機関との連携強化に努めます。	継続 実施
---	---	----------

「障害者差別解消法」に関する職員の対応要領及び職員対応マニュアルを策定し、制度を周知するなど、障がいを理由とする差別のないよう、適切な運用に努めました。

●障害者差別解消法【推進施策】

①	「障害者差別解消法」、「北海道障がい者条例」に基づく取り組みを推進	継続
---	-----------------------------------	----

	し、障がいを理由とする差別解消に向けたイベントや研修会などを実施します。	実施
②	パンフレットの発行や『広報いしかり』を活用した広報啓発活動に取り組みます。	継続 実施

Ⅱ－５ 安心して心豊かに暮らせるまち ８０５０問題への支援

障がいのある人を長年支えてきた親がいなくなった後に発生する障がいのある人とその家族の不安について、障がいのある人、親などの意識や心配を把握しながら、支援のあり方を検討しました。また、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる機能を有し、支援の拠点となる地域生活支援拠点等の体制整備及び支援体制を構築します。

【推進施策】

①	８０５０問題をはじめとする社会背景により、複雑化した生活課題を抱える障がいのある人の事例が発生してきており、早期発見・早期対応のしくみづくりを進めます。	継続 実施
---	--	----------

②	障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため様々な支援を切れ目なく提供する機能をもつ地域生活支援拠点等の整備を検討します。 →市民アンケート結果から親なき後の不安を抱える保護者が多くいることが明らかになりました。地域生活支援拠点等の体制整備や関係機関の連携、地域自立支援協議会での意見交換を通じて支援体制を構築していきます。	拡大 実施
---	---	------------------

Ⅲ－１ 子育てしやすいまち 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実

令和７年３月に児童発達支援センターと同じ機能を持つ「市町村中核子ども発達支援セン

ター」を設置しました。これにより地域連携を強化するとともに、専門的な相談体制の充実を図っていきます。医療的ケアが必要な子どもについて、保健・医療・教育・保育・福祉などの関係機関の協議の場が令和5年5月に設置されました。

【推進施策】

①	市町村中核子ども発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある子どもと家族に対し、適切な相談指導や療育を受けるための支援を図ります。また、地域の連携体制や発達支援体制の強化に努めます。	継続 実施
②	乳幼児健康診査や保健相談などにおいて、障がいや疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行うなど、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。	継続 実施
③	各種健康診査や保健相談などでの困りごとについて、必要に応じて医療、福祉などの関係機関と円滑な連携を図り、その問題解決に向けた対応を行うなど、ライフステージにおいて切れ目のない支援を図ります。	継続 実施
④	保健、医療、教育、保育、福祉などの関係機関との協議の場を設置し、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもと家族への支援を図ります。	継続 実施

Ⅲ－２ 子育てしやすいまち

障がいのある子どもや困り感のある子どものいる家族の支援の充実

障がいのある子どもや困り感のある子どもの親などが孤立することのないよう、障がいのある子どもや困り感のある子どもを育てた経験のある保護者（ペアレントメンター）が相談相手となる相談事業を実施しました。

【推進施策】

①	障がいのある子どもを育てた経験のある保護者（ペアレントメンター）が相談相手となり、障がいのある子どもがいる家族を支援します。	継続 実施
---	--	----------

Ⅲ－３ 子育てしやすいまち

障がいのある子どもや困り感のある子どもに対する教育の充実

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門などとの連携を図り、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図っていきます。保護者と支援機関の情報共有を促すための「サポートブック」を作成し、子ども発達支援センターや小・中学校の特別支援学級に通う児童・生徒にも配布しました。

また、学校教職員、福祉サービス事業所の職員などに対して、障がいへの理解と高い専門知識・技術の向上を図るため研修を実施しました。

【推進施策】

①	特別な支援を必要とする子どもを対象に、就学前からの教育相談を実施するなど、関係機関と連携しながら早期からの切れ目のない支援を行います。	継続 実施
②	一人ひとりのニーズに合わせ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、将来の自立と社会参加に向けた、きめ細やかな支援を推進します。	継続 実施
③	切れ目のない一貫した教育支援を行うため、関係機関との連携強化を図ります。	継続 実施
④	高い専門性に基づく特別支援教育を推進するため、教職員研修や講習会の充実を図ります。	継続 実施

Ⅳ－１ 自分らしく生き生きと生活できるまち 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどの様々な相談をすることができるよう、「石狩市相談支援センターぷろっぷ」「相談室ヨルド」に相談支援事業を委託し相談体制の充実を図りました。

【推進施策】

①	障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどを相談できるよう「石狩市相談支援センター」における相談体制の充実に努めます。	継続 実施
②	障害福祉サービスの利用支援や継続利用支援に関する相談と援助計画の作成を行う「計画相談支援」の体制強化に向けて方策を検討し、その整備に努めます。	継続 実施

Ⅳ－２ 自分らしく生き生きと生活できるまち

地域で生活するために必要なサービスの充実

障がいのある人が地域で生き生きと生活でき、障がいの程度、種類、生活環境に応じたサービスが受けられるように在宅で受けられるサービスのニーズを把握しながら、サービスの充実に努めました。

【推進施策】

①	障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の充実を図ります。	継続 実施
②	ニーズに即した地域での生活を支援するために、共同生活援助などの充実を図ります。	継続 実施
③	障がいのある人の在宅生活を支援するために、補装具や日常生活用具の給付を実施します。	継続 実施
④	重度身体障がいのある人への訪問入浴サービスを実施します。	継続 実施

IV－3 自分らしく生き生きと生活できるまち 就労支援と雇用促進

障がいのある人が自立した生活を送るために、一般就労や福祉的就労など、多様な就労機会の確保と雇用の促進を図りました。また、障害者優先調達推進法に基づく方針を策定し、優先購入の推進を実施しました。さらに、障がいのある人が、福祉的就労事業所に通う場合における交通費助成について、引き続き検討していきます。

【推進施策】

①	障がいのある人が、就労系障害福祉サービス事業所に通う際の交通費助	継続
---	----------------------------------	----

	成制度を実施します。	実施
②	障がいのある人が継続して就労できるように、就労定着支援終了後のフォローアップを推進していきます。	継続 実施
③	障がいのある人の就労意識の動機づけとして効果があるインターンシップによる職業体験の受け入れを推進していきます。	継続 実施
④	障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設からの製品購入について調達方針を作成し目標を定め、毎年実績を公表します。	継続 実施
⑤	障がい者就労施設などで作られた製品について、市のイベントなどで積極的な活用や販売を継続し、障がいのある人の工賃向上への取り組みを支援します。	継続 実施

Ⅳ－４ 自分らしく生き生きと生活できるまち 保健・医療の充実

発達や発育の遅れに早期に対応するために、各種相談や健康診査を実施しました。また、精神障がいのある人が病院から退院し、地域で生活することを希望する場合の「地域移行支援」や「地域定着支援」を実施しました。精神障がい地域包括ケアシステムについては、引き続き関係機関との意見交換を通して、必要な体制を検討していきます。

【推進施策】

①	精神障がい地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障がいのある人への福祉サービスや就労支援など、切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。	継続 実施
②	【再掲】乳幼児健康診査や保健相談などにおいて、障がいや疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行うなど、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。	継続 実施
③	【再掲】各種健康診査や保健相談などでの困りごとについて、必要に応じて医療、福祉などの関係機関と円滑な連携を図り、その問題解決に向けた対応を行うなど、ライフステージにおいて切れ目のない支援を図ります。	継続 実施
④	【再掲】保健、医療、教育、保育、福祉などの関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもや困り感のある子どもと家族への支援を図ります。	継続 実施

Ⅳ－５ 自分らしく生き生きと生活できるまち 社会参加の充実

障がいのある人が自ら望む生活のあり方を選択し、社会活動に参加するため、単独で移動が困難な場合に外出などに必要なサービスを提供しました

さらに、障がいのある人がピア（仲間）として、当事者からの相談を受け、助言を行う機会として、「オストメイトの集い」の開催について活動の支援を行いました。障がいのある人が生き生きとした生活を送ることができるよう、障がいのある人の自主的な活動に対する支援、障がいのある人同士あるいは地域の人と交流できる機会の創出を図るため、障がいのある人が自ら実施するイベントなどの活動を支援しました。

【推進施策】

①	障がいのある人の外出の機会を増やすため、福祉タクシー利用券交付制	継続
---	----------------------------------	----

	度を実施します。	実施
②	地域活動支援センターを利用する精神障がいのある人に対する支援のため、通所に伴う交通費助成事業を推進します。	継続 実施
③	障がいのある人が、社会生活や社会参加のために利用する移動支援事業を推進します。	継続 実施
④	公共交通機関料金割引制度の拡充に向けた働きかけを推進します。	継続 実施
⑤	障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、日中活動の場の充実を図ります。	継続 実施
⑥	障がいのある人やその家族がピア（仲間）として障がいのある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターの養成や活動などを支援します。	継続 実施
⑦	障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮したイベントや講演会などを実施します。	継続 実施
⑧	障がいのある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。	継続 実施
⑨	障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めるなど、活動を支援します。	継続 実施

IV－6 自分らしく生き生きと生活できるまち 人材の育成・確保

厚田において、障害福祉サービス事業所の新規就労者に対し、福祉施設人材確保事業助成金を交付しました。市内の障害福祉サービス事業所を対象に、専門的な知識を有する人材を養成するために必要な研修費用の一部を助成しました。高校生のインターンシップを障害福祉サービス事業所で実施しました。市職員においては全職員に障害者差別解消法に関する市職員対応マニュアルを周知、新任職員研修において「手話基本条例」「障害者差別解消法」についての講座を実施しました。

【推進施策】

①	障がいのある人に必要なサービスを提供するため、人材確保と職場定着について、石狩市地域自立支援協議会と意見交換を行い、事業所の実情に即した効果的な手法について検討を行います。 →事業所アンケート、団体ヒアリング結果から人材不足が依然として喫緊の課題であることが確認されました。既存の施策に加え、福祉の仕事や障がい関係の団体の活動を市民に周知し、その魅力と社会的意義を正	拡大 実施
---	---	----------

	<u>しく伝え、多様な人材の参入の促進及び地域全体で障がいのある人を支え合う基盤を構築します。</u>	
②	事業所の職員が、障がいのある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修へ参加するための支援を実施します。	継続 実施
③	障害福祉サービス事業所での体験の機会を設けるなど、小学校・中学校・高等学校・大学の児童・生徒に対し障がい福祉分野の人材育成につながる取り組みを実施します。	継続 実施
④	市職員に対して、障がいのある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口などにおける障がいのある人への配慮を周知します。	継続 実施

(2) 石狩市第5期障がい者計画における基本理念

誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるま

住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく、心豊かに安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。障がいのある人が尊厳と生きがいを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活を営み幸せを実感することができるまちの実現を目指します。

I 共生のまち

住み慣れたまちで、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現をめざすため、障がいのある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援を進めます。また、障がい理解を進めるためあらゆる機会を捉え、周知啓発に努めます。

II 安心で心豊かに暮らせるまち

障がいのある人が安心して地域で暮らせるように、障がいのある人に配慮した防災、情報保障の体制づくりを推進するほか、権利擁護体制を充実していきます。また、災害や感染症の流行などの緊急時においても必要な支援が継続して提供できるよう、支援体制の充実に取り組みます。

III 子育てしやすいまち

障がいの有無によらない、子どもたちの地域共生のために、障がいのある子どもや困り

感のある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を展開するとともに、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進します。

IV 自分らしく生き生きと生活できるまち

障がいのある人が住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実と、必要な社会資源を総合的にコーディネートする相談支援体制を確立します。また、一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために、社会参加の機会や場の充実に取り組めます。さらに、サービスの提供や事業所の運営の安定を図るために、人材の育成・確保や福祉の仕事や障がい関係団体の活動内容の周知に取り組めます。

(3) 石狩市第5期障がい者計画における重点的な取り組み

アンケートや関係者等のご意見・ご要望、社会状況等の変化を踏まえ、計画策定にあたっての課題を整理し、以下の項目を重点的な取り組みとして、積極的に推進します。

(1) 情報・コミュニケーションの推進について

障がいがあることにより必要な情報を得られない状況は、社会的孤立につながるおそれがあります。このため、障がいのある人が障がいのない人と同様に社会参加できるよう、意思表明を支援する体制の充実を図るとともに、障がい特性に応じた情報保障及びコミュニケーション支援を推進し、情報アクセシビリティの向上に取り組めます。

また、手話を言語として位置付け、その普及と利用促進を図る「石狩市手話に関する基

本条例」及び、障がいのある人の情報保障とコミュニケーションの推進を目的とする「石狩市情報・コミュニケーション条例」の理念に基づき、両条例の普及啓発と理解促進を進めます。

（２） 親なき後支援・地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化が進む中、障がいの重度化や生活習慣病の発症、心身の機能低下などに対応することが求められています。障がいのある人が高齢になっても地域で安心して暮らし続けるためには、障がいによる特性と高齢による特性の両面に配慮した支援を行う必要があります。また、いわゆる 8050 問題など、障がいのある人と家族が複合的な生活課題を抱える状況にも配慮しながら、障がいのある人の高齢化や親なき後を見すえ、居住支援のための機能を充実させることにより、相談支援の機能強化、緊急時の受け入れや対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供、専門相談員などの人材の確保や育成、コーディネート機能を強化するための地域の体制づくりを進めます。

（３） 精神障がい地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るためには、医療、障がい福祉の制度やサービス、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが連携し、必要な支援が切れ目なく受けられる体制が求められます。特に、長期入院している人の地域移行や、地域での生活を継続するためには、福祉サービスだけでなく、訪問看護をはじめとした保健医療サービスの充実が重要です。こうした支援体制の構

築を進めるとともに、同じ悩みや障がいを経験するピア（仲間）による相談や、サービス利用などの意思決定を支える助言を行うピアサポーターの活動を支援します。

（４）市町村中核こども発達支援センターによる支援体制の充実

障がいのある子どもや困り感のある子どもと家族が、地域で安心して暮らし続けるためには、発達や成長段階に応じた切れ目のない支援が必要であり、福祉・教育・保健などの関係機関が連携し、障がい特性に応じたきめ細やかな相談や療育などの適切な支援が求められています。児童発達支援センターと同じ機能をもつ市町村中核こども発達支援センターにおいて、4つの中核機能（幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能）を確保し、地域の連携体制や発達支援体制を強化します。また、障がいのある子どもや困り感のある子どもを育てた経験のある保護者（ペアレントメンター）が相談相手となる相談事業を実施し、障がいのある子どもや困り感のある子どもがいる家族を支援します。

（５）人材の育成・確保

障害福祉サービス分野では、利用者本位の質の高いサービスを安定的に提供するため、専門性を備えた人材の育成・確保が重要です。各事業所では雇用に努めているものの、人材不足は深刻であり、職場定着に向けた取り組みも喫緊の課題となっています。一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた支援を行うため、研修機会の充実や専門的技術の習得を進めます。また、福祉の仕事の魅力や社会的意義、障がい関係団体の活動を広く周知し、市民の理解と共感を深めます。多様な人材の参入を促進し、地域全体で障がいのある人を支え合う基盤づくりに取り組みます。

(4) 石狩市第5期障がい者計画における施策の体系

